「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

令　和　８　年　３　月
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、令和８年１月２３日（金）から同年２月２２日（日）までの期間において、「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案」に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して４６件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。なお、本件に直接関係がなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

① 募集期間：令和８年１月２３日（金）から同年２月２２日（日）まで
② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

２．意見数

提出意見数　４６件（提出者数３３名）

３．お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局自動車情報課、自動車整備課、審査・リコール課
電話番号０３－５２５３－８１１１（内線４２１１７、４２４１２、４２３５２）

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。
※ 今回の改正と直接的に関係がなかったご意見については、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

（別紙）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
今回の政令改正に賛成。	ご意見ありがとうございます。
手数料値上げに係る政令改正に反対。	道路運送車両法関係の手数料は、道路運送車両法において、実費を勘案して定めることとされております。 今般、近年の物価・人件費の上昇への対応や、自動車の型式指定に係る不正行為の防止対策を講じるため、実費を勘案し、手数料の見直し行うこととしたものです。 ご理解を賜りますようお願いいたします。
改正内容についての周知をしっかり行ってほしい。 関係事業者のみではなく、自動車ユーザーへの周知をしっかり行ってもらいたい。	ご意見ありがとうございます。 今回の改正内容については、今後分かりやすい周知に努めて参ります。
なぜ、このタイミングで手数料の改正を行うのか。	道路運送車両法関係の手数料は、道路運送車両法において、実費を勘案して定めることとされております。 今般、近年の物価・人件費の上昇への対応や、自動車の型式指定に係る不正行為の防止対策を講じるため、実費を勘案し、手数料の見直し行うこととしたものです。
電子申請等によって事務作業の効率化や諸経費の削減が見込まれることから手数料を引き下げるべきではないか。	今回の改正案にある手数料の額は、近年の物価・人件費の上昇への対応や、自動車の型式指定に係る不正行為の防止対策を講じるため、手続１件あたりの人件費やシステム経費等の実費を勘案し、算出されたものです。
手数料額の積算根拠を示してほしい。	
昨今の社会情勢から手数料をさらに引き上げるべきではないか。	
電子申請を普及させる観点から窓口申請の手数料を上げたほうがいい。	

ほか、今回の意見募集とは直接関係のないご意見が１３件ありました